

平成21年度第2回
川崎市環境審議会温暖化対策特別部会

- 1 日時 平成21年5月15日(金)午前9時45分から
- 2 場所 いさご会館第6・7会議室
- 3 出席者
(1) 委員(敬称略)
飯田和子、岩本孝子、佐土原聡、菅井茂勝、瀧田浩、寺尾巖、原徹、藤吉秀昭、柳下正治
(2) 事務局
牧地球環境推進室長、山田環境調整課長、福芝地球環境推進室参事、飯島環境評価室主幹、小林企画指導課課長補佐、木村廃棄物政策担当主幹、他

4 傍聴者 5名

5 議事
議題

- 1 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例策定の基本的な考え方について(案)

6 配布資料

資料1 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例策定の基本的な考え方について(案)

参考1 平成21年度第1回川崎市環境審議会温暖化対策特別部会議事録(要旨)

7 議事内容

開会

事務局 (審議会の成立)

事務局 (地球環境推進室長あいさつ)

事務局 (配布資料の確認等)

議題

- 1 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例策定の基本的な考え方について(案)

部会長 資料1について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1に基づき説明

部会長 それでは「はじめに」と「条例制定に向けた基本的な視点」についていかがですか。

岩本委員 確認させていただきますが、「様々な主体がそれぞれの役割に応じて削減する」という「様々な主体」ですが、公立の学校は市、大学などは事業者に含まれると考えてよろしいでしょうか。8ページの「8 環境教育・環境学習の推進」において大学・学校の役割は当然ですので、環境教育・環境学習の推進に取り組んでいただきたいと思います。

事務局 市民、事業者、市の総体の中で、当然学校も位置づけさせていただきたいと思います。

岩本委員 わかりました。

部会長 ですが、市、事業者、市民それぞれから排出されるものであるため、それぞれが削減を進めるという表現ですと、範囲が非常に狭く直截的ですので、協働という意識を書くのであれば、もう少し包括的な膨らませた表現にしたほうがいいと思います。それを、 、 、 で書いたときに何か支障があるのでしょうか。

事務局 特に支障はございません。「削減する」というのは直截的ですし、3ページ目の

1 総則的事項で「協働による施策推進」とありますので、低炭素社会に向けてさまざまな主体がいろいろな役割で実際に行動し、アウトプットとして削減するという形でとらまえさせていただきたいと思います。

原委員 1 ページ目の真ん中「この間、川崎市では」の4行目の、「市民、事業者、行政など各主体が同計画に基づく取組を着実に推進してきている」という表現ですが、市民・家庭部門と民生部門ではむしろ増加傾向という事実があり、着実に推進してきているという表現には違和感があります。「さまざまな取り組みを行ってきた」ぐらいでいいのではないかと思います。

部会長 今のところの認識あるいは表現について他の委員の方、いかがですか。

飯田（和）委員 原委員の意見に賛成です。

部会長 さまざまな取り組みを行ってきたと淡々と書くぐらいがいいのではないかとということですね。

藤吉委員 その2つ上のパラグラフですが、従来の目標に対しては着実な取り組みだったかもしれないけれども、2008年7月のG8洞爺湖サミットで50%削減というのが出て、これからの目標はずっと高いのでこの条例が必要になったという話がこの文章だとちょっと弱いので、もう少し書いてほしいと思います。

部会長 それは、どの辺に書くといいでしょうか。

藤吉委員 例えば2ページ目の一番上に「地球温暖化の状況は喫緊の課題であり……対策を充実させていく必要があります」とありますが、重要な、抜本的な対応をしなければいけないという話を記載したほうがいいと思います。

部会長 そうですね。長期的な大幅削減という状況をかんがみるとか、これまで取り組んできた対策を一層充実させていく必要があるというニュアンスを入れないと、何で条例をつくるのかという説得力に欠けると指摘だと思います。ほかにお気づきの点、いかがですか。

飯田（和）委員 2ページ目ですが、まず時間軸に関してですが、この条例がどういう位置づけかということ、一番最後の「その他 1見直し」ではなく、ここに入れていただければと思います。

「 」の「地球規模で取り組む」という表現がわかりにくく、また、長期的な視点に立つというのはさっきの時間軸を入れることと関係すると思いますので、書き方を少し変えていただけたらと思います。

それと、「 」ですが、「他条例と連携し」では表現が弱いと思いますので、温暖化対策は条例だけではなく都市計画など川崎市のさまざまな施策に関係するという表現を入れていただきたいと思います。

部会長 1番目は、長期的なビジョンで大幅な削減を視野に入れながら、まずは着実に、できることを実施し、必要な見直しを行い、次なる取り組みにステップアップしていくようなニュアンスがあったほうがいいということですね。

飯田（和）委員 そうです。「長期的視点にたち」だけだと今との関係性がよく見えないということです。

部会長 「 」は、長期的だけれども、なぜ当面はこういう対策にとどまっているのかというあたりの連続性が見えてくるようにしたほうがいいと思います。

「 他条例と連携し、総合的な体系を構築する 」は、条例にとどめたただけの話で書いているのか、他条例と連携するのはもとより、さまざまな政策等も絡めた総合的な体系を構築するという意味なのか。事務局どうですか。

事務局 4ページになりますが、「1 地球温暖化対策に係る計画策定」では、施策レベ

ル、計画レベルで温暖化対策の計画との整合を図っていくよう書かれております。条例よりも計画のほうが下位になりますので、それについて連携することは当然と思い、こういう表現にしております。ここでは条例の第1次答申ですので、そこに限った考え方を整理しており、決して計画や施策で総合性を求めないという意味ではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

飯田（和）委員 から は条例の特色をまとめたものと考えたほうが良いと思っております。
事務局 ここだけが取り出されるイメージは持ってなく、条例の要約になるとは考えておりません。

部会長 あえて を特記していることの意味は何ですか。

事務局 温暖化対策をこの条例だけでなくさまざまな既存の条例と分担しながら行うという、温暖化対策条例の位置づけを示す必要がありましたので記載させていただいております。

部会長 ここに「既に他条例で規定されている」とありますが、既に規定されているものは、今回の条例制定を契機に見直すという動きはしなくて結構ですということでしょうか。

事務局 いや、そのようなことはございません。別途審議会の部会で検討されたエコ運搬制度等とお互いに連携しながら進めていくということです。

部会長 そういう面でいうと、「既に他条例で規定されている」ではなく、「他の温室効果ガスの削減に関連をする条例と連携しながら」の方が良いと思っております。

事務局 文言修正はやってまいりたいと思っております。

部会長 委員の方がいかがですか。

菅井委員 今、部会長にまとめていただいたことで違和感はありません。ほかの条例、施策と連携をとりながらやるのであれば、それで良いと思っております。

藤吉委員 「定期的に見直しを行い」という文言は、今回の条例を見直すこともさることながら、他の条例のほうでも少し見直しをいただくというニュアンスだと思っております。6ページ目のC A S B E Eのところはその話が少し入っております。ですから、関連した条例あるいは要綱なりに所要の修正をいただいて、合理的で総合的な体系を構築するということを書けばよくわかると思っております。

部会長 今のニュアンスなども入れて、解釈上、誤解を呼ばないよう、自然な日本語で、ほかのところと連携して、見直しも含めた形で一緒にやっていくということを書き添えていただけたほうがよろしいと思っております。

菅井委員 その解釈だと思っておりますが、川崎市の市民とか事業者、行政がそれぞれ着実に削減努力を積み重ね、最終的には地球規模での削減をするという趣旨でこう表現をしていると理解しております。

副部会長 その辺で「地球規模」だけぼつんと出てきているので、わかりにくいです。

部会長 温暖化対策というのは、地球的規模のシンク・グローバリー・アクト・ローカリーと言われていて、全部地球規模の視点でやっているのです。極端な意味でとると、条例の段階でそんなことまで言っているのかと、誤解を生ずるのです。

菅井委員 いろいろな業界の方が言っていますけれども、そういった最高の技術を地球規模で普及させることによって地球全体のCO₂を減らしましょうということを目指しているのだから、今の日本の技術はそのままではいいとは言っていないと理解しております。

部会長 では、長期的な視点に立つということと、現在のものを着実に実施し段階を経て見直すということがわかるように書くということが良いと思っております。「地球的規模

で取り組む」について、副部長からご意見があるみたいですのでお願いします。

副部長 一般論ではなくわざわざ地球規模とここで打ち出す以上は、川崎市域で何かそれなりの理由があって表現されたと理解していたわけですから、もうちょっとははっきり、一般市民にわかりやすいように表現したほうが良いと思っていました。

部長 この文章は当たり前といえば当たり前で、いろいろなとり方が出来ます。ただ、これはこういう解釈だと始めると、もっと複雑な文章になりわかりにくくなる可能性もありますが、皆さん、どうしますか。

藤吉委員 地球規模という文章は、今回の条例の大きな特徴になっている「6 優れた環境技術等による国際貢献の推進」を指していると思っていました。そうであれば、別項できちんとうたったほうが良いと思います。

部長 国際的な取り組みにも力を入れて、市としても推進するというのを素直に書いたほうが良いということですね。

「 」は長期的視点に立って大きな削減が要るが、まずは足元を固めていく。将来的には見直しも含めて着実にやっていく。また、地球規模の取り組みに関しても川崎として大いに支援するというのを分ける。事務局いかがですか。

事務局 長期的な視点の部分と地球規模で環境技術を生かすという形で整理させていただきます。

飯田（和）委員 「川崎市の特徴を踏まえる」で、臨海地区、住宅地区、商業地区という多様な地域特性を有しているとしておりますが、公害を克服する中で培った優れた環境技術が実際にどのように活用され温暖化対策になっているのかがよく見えません。多分市民の方もそのように感じると思います。

部長 産業界を代表されて来ておられる委員の方から少し補足をしていただけるとありがたいと思います。

菅井委員 日本は、鉄にしても、電力にしても、そのほか石油業界等も含めてですが、他の途上国と比べたら間違いなく大変生産性の高い、高効率の生産をしているし、川崎はさらに上をいく企業が多いということは事実だと思います。数値的な事実もありますので、それはご理解をいただきたいと思います。新たな項立てによって、それを明確に打ち出すことは、大変ありがたいと思います。また、高効率製品の開発を行い、生産もしているということも含めてご理解をいただきたいと思います。

飯田（和）委員 そういう技術を有していらっしゃるというのは、理解しています。川崎市全体がこれから進むに当たっての温暖化対策として、技術を持つ企業を支援する、あるいは市民団体、環境保全団体を支援するというのがこの条例全体の仕組みとしていいのかなと思います。それが必要ではないという意見ではないです。ほかの方のご意見を聞きたいと思います。

寺尾委員 大手も確かに大変努力されていると思いますが、全体的に考えるとまだまだ足りないと思います。その辺をこれからの課題として考えていただけたほうが良いと思います。まだカーボンが相当多く、こういう実績を事実上数値としては、川崎の場合は全然出しておりませんので、もっと南部地区というものをきちんと見直ししてほしいと考えてはおります。

瀧田委員 今の飯田（和）委員からのご発言ですが、この条例がそういう企業を応援するような形のものでは困ると受けとめたんですが、そうですか。

飯田（和）委員 違います。それは大事なこと、むしろ必ず必要だと思います。

瀧田委員 そういう意味でならわかります。表彰制度もありますので、ぜひご理解いただき、伸ばしていきたいと考えております。

部会長 皆さんの御意見を斟酌すると2つあります。1つは「公害問題を克服する過程で培ってきた」と過去形にしていますが、SO_x、NO_xを減らすためにやってきたこともあります。もう一方で内陸のメーカーが行う対策というのは、公害対策の中でやったのではないと思います。要するに現在まで、ずっとやっているんです。だから、公害対策を克服することをきっかけとして、これまでやってきたと書かなければいけない。

それから「有している」と、その能力をアピールすることにならないので、技術開発力を持っていると書いたほうがいいと思いますが、事務局、どうですか。

事務局 2つの点のご指摘につきまして、それを踏まえて答申の表現について検討させていただきたいと思います。

部会長 今の対応で飯田（和）委員が言っている趣旨も大体反映できると思いますが、いかがですか。

飯田（和）委員 まず、新たな項を設けることについては皆さんはこれで同意なさったんでしょうか。そうすると、その中身についてですね。

部会長 今の整理だと、1番目に視点に立って取り組む。2番目に川崎市の特徴を踏まえる、3番目に、その両者をさらに地球的な規模で取り組む、4番目がさまざまな役割。他条例との連携も1つだというニュアンスで、総合的な体系を構築するというのが5番目。委員の方、いかがですか。

飯田（和）委員 3番目ですが地球的規模の取り組みを進めるという言葉ではどうでしょうか。

部会長 「6 優れた環境技術等による国際貢献の推進」では、(1)ではいろいろな技術を持って取組を行っており、内外に向けていろいろな支援をしていくとあり、(2)では、国際貢献について書いてある。これを踏まえて「長期的な視点…」として考えると、地球的規模での取り組みを推進する、取り組むという表現でしょうか。多分国際貢献のほうが狭い概念ですね。

藤吉委員 はっきりしますね。

菅井委員 川崎の特徴という意味では、非常に受け入れやすいと思います。

部会長 どちらの言葉がいいと思われませんか。

菅井委員 地球的規模で取り組むというのは当たりなので、川崎市の特徴ということであると、国際貢献です。なかなかそういうことをうたえる自治体は少ないと思うので、打ち出すと非常にいいと思います。

部会長 国際貢献の推進とはっきり書いてしまうということですね。地球的規模の取り組みというのは何か意味合いがあるのですか。

事務局 素案の段階で地球的規模で取り組むべきであるという議論が出ていたのでここで取り上げております。これまでの議論で長期的な視点と地球的規模というのは、重要な考え方だとして事務局としても、条例の基本的な考えとして出しております。また、計画書・報告書制度でも、地球的規模での取り組みを書いていただく場面を想定していますので、ここにあったほうがいいと思いますが、委員の方のご意見をいただきたいと思います。

瀧田委員 地球的規模での貢献を視野に取り組むということは、川崎の特徴を踏まえた中で非常に重要なことで、国際貢献という形だけですと視野が狭いのではないかと

思っております。地球的規模での貢献を視野に取り組んでいく、そういう趣旨が欲しいということです。

部会長 委員の方、どうですか。

飯田（和）委員 瀧田委員のご意見に賛成です。

部会長 では、今のようなタイトルで別枠、別に立てましょう。次は3ページから最後までについていかがですか。

飯田（和）委員 3ページに環境保全活動団体の責務がありますが、具体的に環境保全活動団体とは何を想定しているのでしょうか。

事務局 最後の「地球温暖化対策に係る組織整備」のところにあるセンターやさまざまな活動団体を想定しております。これは解説を加えさせていただきます。

飯田（和）委員 任意で活動している環境保全活動団体は多くありますが、そういう団体に条例で責務をかけると、責務は受けたくないと言われる人が出てくるような気がします。環境保全活動団体とはという説明を書くことで解決できるのでしょうか。

部会長 実際に条例化するとき「環境保全活動団体」は定義するのですか。

事務局 例えば地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止活動センター及びその他活動を行う団体という形になるかと思いますが、その定義の仕方は、内部でも検討しなければいけないと思います。

部会長 環境保全活動団体を、限定的に定義して、そこには特別のことをやってもらいますであればいいと思いますが、小さなところまで含め全部というと、物すごく大げさなことを責務として書いていると見られなくもないので、その辺を心配されているわけですね。

飯田（和）委員 そうです。

事務局 置いた趣旨は、「組織整備」のセンターとのバランスですので、組織整備で定義したほうがいいかは、検討したいと思います。

部会長 条例化するとき法令審査があると思いますので、答申の段階では余り詰め切らないほうがいいと思います。ご心配されることは多分杞憂に終わると思います。

瀧田委員 「2 責務」のところで「市の責務としては」の3行目に「低炭素化への配慮を定める必要がある」とありますが、「排出の抑制等の措置などを定める必要がある」としたほうが、市としてのより強い姿勢が出てくると思います。

飯田（和）委員 「1 目的」が6行にわたっていて、わかりにくいと思いました。

部会長 事務局、どうですか。

事務局 大きな目的と、中くらいの目的と、小さい目的という形で整理をしております。

「環境と経済の調和と好循環の促進によって、より良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」、これが大きな目的です。「市が計画を策定したり、事業者が温暖化対策活動をしたり、国際貢献の推進等必要な事項を定める」が一番小さい目的で、「これらの対策を着実に推進したり、抑制する」が中くらいの目的としており、カテゴリーの大きさが少し違うような形でご理解いただければと思います。

飯田（和）委員 審議会として目的を出すときには箇条書きのほうがわかりやすいと思います。

部会長 上から5行目に「温室効果ガスを抑制することで」とあり、こういうことをもって、低炭素社会構築して良好な環境を引き継ぐ、というのが大目標になっていると思います。この辺りで分けることによって、答申としてもうちょっと一般市民にわかりやすくなると思いますが、いかがでしょうか。

事務局 そういった形で整理させていただきます。

副部長 「3 協働による施策推進」ですけれども、協働して、具体的にどうするというのが見えないと思います。協働してどうするんだということをもう1歩だけ書いていただいたほうがいいと思います。

部長 確かに、協働することによって「『協働』した取組を推進する」と読めてしまいます。最後のところを事務局で工夫できますか、どうですか。

事務局 例えば『協働』の定義を受けて「『協働』により温室効果ガス削減の取組を行う」ではいかがでしょうか。推進する必要がある、取り組む必要があるということでしょうか。

部長 ここはいろいろな立場の方々それぞれの役割分担、お互いの責任なり対等関係なりで進めていくという関係性を強調しているところですので、温暖化対策の中身を書いてしまうと、ちょっとぼやけてしまう。事務局の言われた工夫でできると思います。

事務局 「『協働』により」というのを受けて、目的の温暖化対策を推進する必要がある。前半はさまざまな主体がそれぞれやる。その次に協働により進めると。2つのことが書かれているということでもよろしいでしょうか。

副部長 そのほうがいいと思います。

部長 以降の具体的な中身についていかがですか。

佐土原委員 4ページからの「2 事業活動に関する地球温暖化対策」で、対象事業者について書かれていますが、市の中での場合か、それ以外も含めるのかわかるように書いたほうがいいと思います。それに付随して、その下の「市域内外での取組」ということで、市の外についても縛るよう書かれているので、その対象範囲をどうするのか、この辺の責任の範囲がどこまでになるのか、明確になったほうがいいと思います。

もう1点ですけれども、6ページの「4 再生可能エネルギー等の利用による地球温暖化対策」の(1)で、未利用エネルギーを出しているところと、使う側をどうマッチングさせるかというのが非常に難しいところです。市は必要な措置を講ずる必要があるとしているので、マッチングをしていくというところをしっかり強調されるといいと思います。

部長 まず、前段の話からいかがですか。これは当然市の中ですね。

事務局 そうです。あと、こちらの「市域内外での取組」というのは、そういった取り組みを行っていることをアピールしていただくようところで書かせていただいております。今後この部分については条例事項というか、内部でも検討していかなければいけないところですので、少し議論させていただければと思っております。

部長 川崎が持っている優れた製品、優れた技術というものが川崎市内だけで貢献しているわけではないということについても報告の中に入れてもらいたいということですね。あと、「直接寄与」するの「直接」はいいですね。

事務局 これも審議会の過程の中で、計画書・報告書制度の中で、それぞれの立場からアピールする部分が欲しいというご意見がありましたので、ここで入れております。「直接」というのは、確かにこの場ではなくてもいいですね。

部長 これは義務にするのですか。

事務局 いえ、義務ではなく任意的記載事項のようなものになるかと思います。

部長 市民に対してはアピールしなさいですね。そうでないと、国内をしらみつぶしに

調べていないではないかということになってしまいます。あとマッチングに関してはいかがですか。

事務局 必要な支援措置の内容として、市は果たすべきものと考えております。市の責務、事業者の責務として、それぞれ責任関係を明らかにするのが難しくこのような表現になっておりますが、意図するところは佐土原委員のおっしゃるとおりです。過去においてエネルギーとか、余剰品のやりとりをするような場で、プラットフォームの中でマッチングの役割を果たしたような経過がございます。

部会長 個々の主体だけでは取り組みの推進に限界があるようなところに関する調整、企画などが市の責務であるということが、どこかに入ってくるといいですね。4ページの(1)に「市による総合的・計画的な地球温暖化対策の施策の検討のための基礎資料を得るとともに」ということで、間接的に言っているの、わかりやすく言ったほうがいいのではないかと思います。

飯田(和)委員 (1)計画書・報告書の3行目ですが「事業者全体の計画を作成し」とありますが、「事業者全体」というのは川崎地域の事業所の全計画なのでしょうか。「事業所」「事業者」というのが両方入るといふ議論だったと思いますが、教えてください。

事務局 対象に関しましては、市域内でございます。また、改正省エネ法の考え方を踏まえ、個々の工場、事業者単位ではなく事業者全体でとらえると書かせていただいております。

飯田(和)委員 議論したものに沿ってつくられているということですね。

瀧田委員 「事業者全体」という表現を工夫していただきたいと思います。

事務局 わかりました。

瀧田委員 計画書・報告書制度の「概要及び評価を公表する」についてお伺いします。

が新しく入ったようですが、 と に関しては、密接不可分だと思います。まず、評価については計画書と報告書の提出された段階、すなわち2回行うのでしょうか。2点目、その評価は、だれがどのような仕組みで行うのでしょうか。3点目は、評価の中身については必ずしも十分議論されていないと思いますが、具体的な評価基準については、いつどのような形で検討されるのでしょうか。4点目は、この仕組みについて、県の条例案とどのような整合をとっているのでしょうか。

事務局 評価についてですが、表彰等を行うことが必要というご議論をいただき、また、5ページ上の「優れたものについては、表彰していく必要がある」との関係の中で、評価も公表すると書かせていただいております。計画書を出していただいた段階で表彰できるのかということもございまして、評価の中身につきましても、事務局で具体的な内容について検討し、適宜ご報告させていただければと思っております。 と の関係ですが、「指導・助言」というのは、評価が低いからどうという話ではなく、行政指導と考えていますので評価に影響するものではないと考えております。また、神奈川県条例は川崎市では適用しないということで、同等となるよう調整させていただいております。

瀧田委員 評価というと、プラスの評価とマイナスの評価の両方ともあるという議論もありました。プラスの評価前提であれば、そのことをきちんと書く必要があるし、マイナスも考えられるのであれば、公平かつ具体的な評価及び指導・助言の基準を公表し公正な行政指導を担保される必要があると思います。行政指導は裁量の余地があるものですので、十分議論をした上で、きちんとしたマニュアルづくり

等を具体的に示してほしいと思います。

部会長 評価の結果も公表する必要があるかどうかについて議論があるのは当然だと思います。そうすると、答申で何を書くかですが、これから考えていくという答えでの答申というのはどうかと思います。具体的に条例化する場合には、報告書の概要はいいですが、評価の方法や評価の主体については定める必要があると思います。評価主体が、事業者なのか市長なのか第3者なのかによっても評価の意味が違ってきます。事務局いかがですか。

事務局 評価に関しては、必要であれば落としたいと思いますが、その場合概要だけを公表し、表彰制度に関しては別途検討するとなると思います。ただ、県条例のほうは全体を通して表彰する内容が入っております。

部会長 事業者の報告ではなく全体としての方がすっきりしますので、そのようにしたほうがいいと思います。

藤吉委員 9ページの「10 廃棄物の発生抑制など循環型社会の形成」ですが、3行目に、3Rをやると「焼却過程から排出される温室効果ガスの削減につながる」とありますが、廃物処理過程とちょっと広げてもらったほうがいいです。もう1つは、焼却処理過程から出るエネルギーを有効に使う、ごみ発電等の促進も非常に重要な施策でして、焼却過程全体がエネルギー消費を少なくするという意味で、優先順位という話を地球温暖化対策の観点からここに書いたほうがいいと思います。

瀧田委員 2行目に関連しまして、もう少しライフサイクルアセスメント的に、「いわゆる3Rの推進など、循環型社会の形成に向けた取組を進めることは」の後に、製造、輸送、販売、使用の各段階での温室効果ガスを削減するだけでなく、処理過程から排出される温室効果ガスの削減につながるという表現はいかがかなと思います。

部会長 3Rを進めることによって原料投入量は減るのでもう少し丁寧に書いたらいかかということですね。

副部会長 6ページの「(3)住宅販売時の情報提供等」という項目は、ユニークな提案として川崎の条例の1つのポイントになると思いますが、工務店が取り扱うような日常行われる増改築について議論があったと思います。この段階で住宅を販売する者及び増改築の工事を請け負う者等を入れるのかは検討事項だと思います。また、7ページの「(2)エネルギー供給事業者による情報提供等」で「区別に算出するために」と限ってますが、ここは「対象別」として少し広げておいたほうが無難だと思います。8ページの「7 日常生活等における配慮」については、市が市民とか一般の事業者による日常の活動に関連するエネルギーの使用状況等についての情報を提供し、市民及び事業者はそういった情報に関心を持って日常省エネに努めるなどとして、市民、事業者は日常の生活において省エネ活動に努めるという項目を書いたほうがいいと思います。

飯田(和)委員 9ページの「10 廃棄物の発生抑制など循環型社会の形成」は、藤吉委員がおっしゃった「3Rの優先順位に従った推進」と入れていただきたいと思います。7ページの自転車についてですが、なお書きで「駐輪対策などの課題もあり、検討が必要である」とありますが、自転車の利用は地方自治体で進める課題の1つかと思います。不法駐輪自転車の課題も含めて積極的に整理してそれと温暖化対策がマッチングするという意味でも、自転車利用の促進について前向きに書いていただきたいと思います。

部会長 ここは、先に当面の難しい問題を中心課題に据えなければいけないと読めてしまうので、書き方の問題だと思います。6ページの「(3)住宅販売時の情報提供等」は販売だけでなく、増改築も含めるという話でした。

事務局 5ページの3 - (1)には新築だけでなく、増築、改築という形で入っておりますが、(3)では、「等」も入れていますが、住宅販売時というのを特出ししております。どこでとらえると効果的な対策を打てるかということと影響力を及ぼせる立場がどこにあるかで区別しております。

副部会長 一般の方は再生可能エネルギーとか考えて増改築しない場合が考えられますので、業者から提案をしたほうがいいという意見が出たと思います。

部会長 販売しようとする者はというときに、「販売」は「新築」と読むことになるということですか。改装しているマンションはないですか。

飯田(和)委員 「等」には地元の工務店も含むと理解したいと思います。

部会長 条例では「等」は使わず、代表的なものを例示に挙げて、それだけで足りないときは、その他は一般化した表現方法を用います。条例ではこのままの表現ではないと思います。

事務局 ご指摘のとおりです。

部会長 先ほど区別、対象別という議論がありました。

事務局 「対象別」というのはどういう意味なのでしょう。

副部会長 例えば平均的な家族構成でのエネルギーの使用状況のデータを参考に各家庭で省エネに努めていただきたいとか、今後計画の段階で有効利用できるようなデータが出てきたときのために、ここで区別と限らないほうがいいのではないかなということで申し上げました。

事務局 7ページの(2)の項は、市が計画をつくったりする場合あるいは施策を立案するときの必要な情報として区別の情報を求めるという内容でございます。原委員がおっしゃっていたような趣旨でございますと、インターネット上でそのようなサイトがございます。

菅井委員 神奈川県にも環境家計簿があります。エネルギー関係の企業でもやっているところは結構あります。

部会長 市長からエネルギー供給者に対して情報の提出を義務づけるという規定を置くということですから、サービスという意味ではないと思います。「7 日常生活等における配慮」のところですが、この審議会で交通と家庭、民生に関する議論が足りなかったという点もあります。温室効果ガス削減のためにやらなければならない家庭部門、民生部門はたくさんあり総合的に推進していくというニュアンスは必要だと思います。時間の制約で条例に具体的に規定できるか分かりませんが、ここに関しては、実行計画に向けて一工夫要だと思います。

最後のほうの 、 についていかがですか。

飯田(和)委員 見直し規定の中に何年毎に見直すという数字を入れるのか入れないのかという議論をしたほうがいいと思います。

部会長 条例自体、長期的な温室効果ガス対策というものを頭に置いていますので、二、三十年間、この条例で結構ですとはならないと思います。世の中の変化を常に見ながら必要の都度見直すとして、何年とは書かなくてもいいと思います。

「地球温暖化対策に係る組織整備」のほうは、法律にこう書いてあるから、法律でやるとしか書いていない。要するに「支援していくことなどを定める必要がある」ということだけです。

飯田（和）委員 必要なことなのではないでしょうか。

部会長 新しい推進センターとかについて、川崎市として期待を込めて役割分担を強めるといったことを入れたほうがいいのではないのでしょうか。この点に関しては、むしろ実行計画・推進計画づくりの中で書けばいいということでしょうか。委員の方いかがでしょうか。

副部会長 今後の市民活動だとかが具体化していくために、条例の中にセンターとか推進員が盛られることが大事と考えておりました。それ以上のことは今後の課題と思っております。

岩本委員 準備会など体制を具体的に表現できればいいと思っていたんですが、時間的な問題でこの表現になったと思いました。

部会長 一番大切なことは、市が自らやることと、半公的、半民間のような中間的な組織でやることと、純粹に市民、事業者のやることと考えたとき、中間的な組織のところには、特にこういうところを頑張ってくれというメッセージがあったほうがいいと思います。いろいろなところの橋渡し、協働の取り組みの中核的な担い手、あるいは人づくりの中心的役割を果たすというところは非常に重要だ。こういうことぐらいは書いておいたほうがいいと思います。

佐土原委員 それぞれの取り組みを推進する協議会のような形で展開してとことも考えたほうがいいと思ってました。

岩本委員 ずっと活動してきたものの発展的な体制として地球温暖化防止活動推進センターをつくっていくわけですから、もう少し具体的に、イメージ図やこれまでの経緯も簡単に触れてはどうかと思います。

飯田（和）委員 いろいろな温暖化対策について進めているわけですから推進協議会について触れる必要があるかと思います。

部会長 審議としては一応出尽くしたというふうにさせていただきます。最後に事務局いかがですか。

事務局 本日の審議を踏まえまして、部会長とご相談させていただきまして、内容を固めていきたいと思っております。今後の予定につきましては、6月2日（火）に環境審議会に報告書を提出して、その後会長から市長に答申をいただくような予定をしているところでございます。温暖化対策特別部会につきましては6月17日（水）午後2時から開催いたします。今度は計画の改定につきましては、ご審議いただくということでございます。それでは、長時間のご審議、まことにありがとうございました。